

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>7-2-2 許可の基準</p> <p>(1) 法第7条第5号の不動産特定共同事業契約約款の内容が基準に適合しているかを審査する場合において、特例投資家以外の者を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行おうとする者(第一号事業又は第三号事業を行おうとする者に限る。)の法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる契約(対象不動産変更型契約を除く。)に係る不動産特定共同事業契約約款の内容を審査するときは、一般社団法人不動産証券化協会作成のモデル約款(平成29年度版)の内容を参考とすること。また、<u>対象不動産変更型契約に係る不動産特定共同事業契約約款の内容を審査するときは、国土交通省作成のモデル約款(令和元年度版)の内容を参考とすること。さらに、以下の点に留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>7-3-2 登録の拒否事由</p> <p>(1) 法第44条第7号の不動産特定共同事業契約約款の内容が基準に適合しているかを審査する場合において、特例投資家以外の者を相手方又は事業参加者として小規模不動産特定共同事業を行おうとする者の法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる契約に係る不動産特定共同事業契約約款の内容を審査するときは、<u>国土交通省作成のモデル約款(平成29年度版)の内容を参考とすること。また、7-2-2(1)に掲げる点については、小規模不動産特定共同事業においても留意すること。</u></p>	<p>7-2-2 許可の基準</p> <p>(1) 法第7条第5号の不動産特定共同事業契約約款の内容が基準に適合しているかを審査する場合において、特例投資家以外の者を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行おうとする者(第一号事業又は第三号事業を行おうとする者に限る。)の法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる契約に係る不動産特定共同事業契約約款の内容を審査するときは、一般社団法人不動産証券化協会作成のモデル約款(平成29年度版)の内容を参考とすること。また、以下の点に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>7-3-2 登録の拒否事由</p> <p>(1) 法第44条第7号の不動産特定共同事業契約約款の内容が基準に適合しているかを審査する場合において、特例投資家以外の者を相手方又は事業参加者として小規模不動産特定共同事業を行おうとする者の法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる契約に係る不動産特定共同事業契約約款の内容を審査するときは、<u>株式会社価値総合研究所作成のモデル約款(平成29年度版)の内容を参考とすること。また、7-2-2(1)に掲げる点については、小規模不動産特定共同事業においても留意すること。</u></p>